おうしゅう安心飲食店支援金給付要綱

（目的）

第１条　新型コロナウイルス感染症の感染拡大により大きな影響を受けている地域経済の回復等を支援するため、感染症対策等に取り組みながら事業継続を図ろうとする飲食店事業者に対し、予算の範囲内で、おうしゅう安心飲食店支援金（以下「支援金」という。）を給付するものとし、その給付に関しては、この要綱の定めるところによる。

（定義）

第２条　この要綱において、中小企業者とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第２条第１項に規定する中小企業者及び次のアからオのいずれかに該当する者をいう。

ア　資本の額又は出資の総額が五千万円以下の法人及び組合並びに常時使用する従業員の数が百人以下の法人及び組合であって、サービス業に属する事業を主たる事業として営むもの

イ　資本の額又は出資の総額が五千万円以下の法人及び組合並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の法人及び組合であって、小売業及び飲食業に属する事業を主たる事業として営むもの

ウ　資本の額又は出資の総額が五千万円以下の法人及び組合並びに常時使用する従業員の数が二百人以下の法人及び組合であって、宿泊業に属する事業を主たる事業として営むもの

エ　資本の額又は出資の総額が一億円円以下の法人及び組合並びに常時使用する従業員の数が百人以下の法人及び組合であって、卸売業に属する事業を主たる事業として営むもの

オ　資本の額又は出資の総額が三億円以下の法人及び組合並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の法人及び組合であって、運輸業、製造業、建設業等に属する事業を主たる事業として営むもの

（支援金の給付基準）

第３条　前沢商工会会長（以下「会長」という。）は、この支援金を別表１の基準により給付するものとする。

（給付申請）

第４条　支援金の給付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、おうしゅう安心飲食店支援金給付申請書兼請求書（様式第１号）に会長が必要と認める書類を添えて、令和４年２月28日までに会長に提出しなければならない。

（給付決定等）

第５条　会長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、おうしゅう安心飲食店支援金給付決定通知書（様式第２号）により申請者に通知するものとする。

２　会長は、前項の規定により給付の決定を申請者に通知したときは、当該通知をした日に申請者から請求があったものとみなして、支援金を給付するものとする。ただし、支援金の給付は、同一店舗につき１回とする。

（支援金の返還等）

第６条　会長は、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、支援金の給付決定を取り消すことができる。

(1)　第３条に定める要件を欠くに至ったとき。

(2)　虚偽の申請その他不正の行為により支援金の給付を受けたとき。

(3)　その他会長が適当でないと認めたとき。

２　会長は、前項の規定により支援金の給付決定を取り消したときは、既に給付した支援金の返還を命ずるものとする。

（延滞金）

第７条　申請者は、前条の規定により支援金の返還を命じられ、これを期限までに納付しなかったときは、納期日の翌日から起算して納付の日までの日数に応じ、当該未納付額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、当該納付額を控除した額）に年10.95パーセントの割合を乗じて計算した延滞金を前沢商工会に納付しなければならない。

（補則）

第８条　この要綱に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

　附　則

この要綱は、令和３年10月１日から施行する。

別表１（第３条関係）　支援金給付基準

|  |  |
| --- | --- |
| 項目 | 基準 |
| 給付対象者 | 以下の(１)から(８)の全てを満たすこと。(１)　前沢商工会が管轄する区域内中小企業者であること。(２)　岩手県が実施する「いわて飲食店安心認証」を受けた事業者（店舗）であること。(３)　感染症対策若しくは業態・業種転換に取り組む者であって、事業継続の意思があること (４)　法人税法別表第一に規定する公共法人でないこと(５)　風俗営業等の規制および業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第２条第５項に規定する「性風俗関連特殊営業」を行っていないこと(６)　宗教上の組織若しくは団体でないこと(７)　関係法令を遵守していること(８)　岩手県暴力団排除条例（平成23年岩手県条例第35号）第２条第２号に規定する暴力団、同条第３号に規定する暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者でないこと。 |
| 給付金額 | 　１店舗につき一律10万円を給付する。 |